



第2号様式（第3条関係）

令和7年4月11日

（宛先）桜井市議会議長 様

回答者 桜井市長 松井 正剛



文 書 質 問 回 答 書

令和7年3月31日付け工藤敏太郎議員の文書質問について、桜井市議会文書質問実施要綱第3条第3項の規定により、次のとおり回答します。

質問事項	今後の理事の役職について
回答内容	理事の採用にあたっては、「桜井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき、高度の専門的な知識経験または優れた見識を有する者が、専門的な知識経験または優れた見識を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に、任命権者が、選考により任期を定めて採用することができるとしており、副市長や部長とは役割が異なります。今後、前述のような業務が新たに生じた場合には、理事を採用したいと考えます。 これまで、奈良県と桜井市とのまちづくりに関する包括協定に基づくまちづくりを強力に遂行するため、まちづくりに関する専門的な知識経験、また、国や県との関係を調整する優れた見識を持った者を理事として採用してきました。今後、理事を必要とする業務が新たに生じた場合には、その業務に適した者を採用したいと考えます。
担当部局	市長公室行政経営課